

兵庫県内の事業者の皆様  
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
施設等に対する要請等について**

兵庫県の新規感染者数は、減少傾向にあるものの1週間平均4千人を超えており、医療ひっ迫等を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間を延長し、下記の通りオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の徹底等を要請します。

ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和4年1月27日(木) から 令和4年3月6日(日)まで  
※2月20日(日)までの措置が延長となります。
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 要請内容 [特措法第31条の6第1項等に基づく]

区分	多数利用施設	イベント関連施設
種類・施設例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊技施設 [パチンコ屋等]</li> <li>・遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等]</li> <li>・商業施設(生活必需物資を除く)</li> <li>・サービス業(生活必需サービスを除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等]</li> <li>・集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等]</li> <li>・ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</li> <li>・運動施設・遊技施設 [体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等]</li> <li>・博物館等</li> </ul>
内容	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催制限の要件<sup>(※1)</sup>を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請</li> <li>・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> <li>・酒類提供<sup>(※2)</sup>の場合は、「一定の要件」<sup>(※3)</sup>を満たすことを要請</li> </ul> <p>ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること(新型コロナ対策適正店認証店舗において、同一テーブル4人以内を要請 等)</p>	

※1 イベント開催制限の要件

区 分	「感染防止安全計画」策定 (5,000 人超)	左記以外の催物
人数上限	20,000 人 ただし、「対象者全員検査」の活用により収容定員までの入場可(検査結果の陰性を確認する対象者は、20,000 人を超える範囲の入場者)	5,000 人
収 容 率	100% (「大声なし」が前提)	「大声なし」100%、「大声あり」50%

\* 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

\* 遊園地やテーマパーク等についても同様の制限を適用

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店内は4人以内

## 4 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の徹底

### (基本的な感染対策)

- ・適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- ・飲食は、短時間、少人数で黙食を基本とし、会話をする際のマスク着用の徹底
- ・飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

### (事業所での対策)

- ・在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒しで設定
- ・感染拡大地域への出張は、マスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動を避けること
- ・事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等の推進
- ・「居場所の切り替わり」(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等)でのマスクの着用、換気の徹底、従業員の体調管理など職場内での感染対策の徹底

※添付のメッセージ(「まん延防止等重点措置延長 感染防止徹底要請!」)をご確認いただき、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の徹底をお願いします。

#### お問い合わせ先

##### ◆兵庫県まん延防止等重点措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間 : 平日 9 時 ~ 1 7 時

##### ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間 : 平日 9 時 ~ 1 7 時

##### ◆県ホームページ

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_soti.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html)